最近の判例から

(1)-土地区画整理事業における賦課金の負担-

土地区画整理事業の施行地区内の土地について、売買当時、 賦課金を課される可能性が存在していたことをもって、民 法 570 条にいう瑕疵があるとはいえないとされた事例

(最高判 平25・3・22 裁判所ウェブサイト) 東 真生

土地区画整理事業の施行地区内の土地を売主らから売買により取得した買主らが、売買後に土地区画整理組合から賦課金を課されたため損害を被ったと主張して、売主らに対し、瑕疵担保責任に基づく賦課金相当額の損害賠償等を求めた事案において、各売買の当時、保留地の分譲はまだ開始されておらず、賦課金を課される可能性は一般的・抽象的なものにとどまっていたことは明らかであり、買主らが賦課金を課される可能性が存在していたこともって、各土地が各売買において予定されていた品質・性能を欠いていたということはできず、各土地に民法570条にいう瑕疵があるということはできないとした事例

(最高裁第二小法廷 平成25年3月22日判決 破棄自判 裁判所ウェブサイト)

1 事案の概要

- (1) 買主 X ら (被上告人ら) は、売主 Y ら (上告人ら) から、本件各土地をそれぞれ売買により取得し、その頃引渡しを受け、移転登記を経由した。具体的には、X 1・ X 2 は平成10年9月に代金2400万円で、X 3~ X 5 は平成10年3月に代金2250万円で、X 6 は平成9年4月に代金1415万円で、各土地を Y らから購入した。
- (2) 本件各売買の当時、本件各土地は、B土地区画整理組合(以下「B組合」という。) が施行する土地区画整理事業の施行地区内に

存しており、仮換地の指定を受けていた。

- (3) B組合は、平成10年10月から保留地の分譲を開始したが、販売状況は芳しくなかった。そこで、B組合は、平成13年11月28日、総額24億円の賦課金を組合員に課する旨を総代会において決議し、平成14年1月、上記総代会の日における組合員を賦課対象者とすることなどを内容とする賦課金徴収細則を定める旨を総代会において決議した。
- (4) Xらは本件各土地を取得したことにより組合員となっていたことから、B組合は、Xらに対し、平成14年11月29日付け賦課金額通知書を送付して、最低46万円余~最高276万円余の賦課金を請求した。
- (5) 原審(広島高裁)は、次のとおり判断して、Xらの瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を一部認容した。

各土地について賦課金が発生する可能性は、各売買の当時、抽象的な域を超え具体性を帯びていたといえる状況にあり、それが平成13年以降に具体化したといえるのであって、賦課金が多額であることを考慮すると、各売買の当時、賦課金が発生する可能性が存在していたことをもって、各土地には瑕疵があると解するのが相当である。

2 判決の要旨

最高裁判所は、次のように判示し、原判決 中Yら敗訴部分を破棄するとともに、Xらの 控訴を棄却した。

原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) B組合が組合員に賦課金を課する旨決議するに至ったのは、保留地の分譲が芳しくなかったためであるところ、本件各売買の当時は、保留地の分譲はまだ開始されていなかったのであり、B組合において賦課金を課することが具体的に予定されていたことは全くうかがわれない。そうすると、上記決議が本件各売買から数年も経過した後にされたことも併せ考慮すると、本件各売買の当時においては、賦課金を課される可能性が具体性を帯びていたとはいえず、その可能性は飽くまで一般的・抽象的なものにとどまっていたことは明らかである。
- (2) そして、土地区画整理法の規定によれば、組合が施行する事業の施行地区内の土地について所有権を取得した者は、全て組合員とされるところ(同法25条1項)、組合は、その事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課金を課することができるとされているのであって(同法40条1項)、買主が売買後に組合から賦課金を課される一般的・抽象的可能性は、常に存在しているものである。
- (3) したがって、本件各売買の当時、Xらが 賦課金を課される可能性が存在していたこと をもって、本件各土地が本件各売買において 予定されていた品質・性能を欠いていたとい うことはできず、本件各土地に民法570条に いう瑕疵があるということはできない。
- (4) 第1審(広島地裁尾道支部)判決は結論において是認することができる。

3 まとめ

本件は、仲介業者は訴外であるが、組合施 行の土地区画整理事業において、組合で賦課 金徴収が決議される前の売買契約のタイミン グにおける仲介業者や売主・宅建業者の調査・説明責任に関して、重要な問題提起がなされたものである。仲介業者としては、賦課金が価格等契約の締結の判断に重要な影響を及ぼす内容であることから、売主や組合に問合せるなど調査能力の範囲内で調査して説明をすべきであり、組合員である売主・宅建業者の場合には、より重い説明責任を負うこととなろう。併せて、土地購入により組合員になる場合に生ずる権利義務についても、説明が求められる可能性があることに留意すべきであろう。

また、民法570条の瑕疵の有無の考え方については、平成22年6月1日最高裁第三小法廷判決において「当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することが予定されていたかについては、売買契約締結当時の取引観念を斟酌して判断すべき」との基準が示されており(RETIO80-136参照)、本件では、保留地の分譲がまだ開始されておらず、賦課金を課される可能性は一般的・抽象的なものにとどまっていたことから、瑕疵があるということはできないという判断となったものと考えられる。

なお、土地区画整理事業の賦課金に関する 判例としては、本件の控訴審の瑕疵担保責任 の消滅時効の起算点を賦課金通知書の到達時 点と判示した広島高裁 H23・4・7判決 (RETIO86-74参照)、賦課金のリスクは当事 者にとって認識可能であり隠れた瑕疵ではな い旨判示した東京地裁H21・10・28判決、売 主・宅建業者の説明責任が認定された東京地 裁H21・3・2判決(RETIO78-112参照)が あるので、参考とされたい。

(調査研究部長)

最近の判例から (2)-保証協会の認証拒否-

取引対象の土地は宅地建物取引業法2条1号の「宅地」に 当たらないとして保証協会の認証拒否が認容された事例

生田目 裕 (東京地判 平24・11・26 ウエストロー・ジャパン)

公道に通じていない山林を購入した買主 が、公道に至る私道の所有者から通行を拒絶 されたため、購入した土地を利用できなく なったことにつき、売主及び媒介業者として 取引に関わった宅地建物取引業者に対して、 損害賠償請求権を有すると主張して、その業 者を社員とする宅地建物取引業保証協会に対 して認証を求めた事案において、取引の対象 となった山林は宅地建物取引業法における 「宅地」には当たらないとして、買主の請求 を棄却し、保証協会の認証拒否が認容された 事例(東京地裁 平成24年11月26日判決 ウエ ストロー・ジャパン)

事案の概要

買主X(原告)は、宅地建物取引業者Aか らA所有の山林、及びその東側に隣接する2 者(以下総称して「B」という。)所有の山 林をAの媒介で、合計480万円で購入した。 Xは、売買契約の際にAから本件土地(地目 山林)はいずれも公道に接していないが、隣 地の私道の所有者から公道に至る私道を通行 する許可を得ている旨説明を受けた。

Xは売買契約の締結後、床面積5坪程度の ログハウスを建てるため、キャンピングカー で乗り入れ、生活しながら造成に着手、将来 はより大きな建物を建てる予定で油圧ショベ ル及びダンプカーを購入した。Xは本件土地 の造成等を進めていたところ、前記私道のほ か公道に至るために通行が必要な私道の所有 者から私道を無断で通行しているとの指摘を 受け、その私道の通行を禁止された。その後、 隣地の私道の所有者からも私道の通行を禁止 され、Xは公道への通路を確保できず、本件 土地を利用することができなくなった。

そこで、Xは、Aに対して購入した土地の 利用ができないとして、Aが社員となる宅地 建物取引業保証協会Y(被告)に対して、本 件土地にかかるAとの取引により生じた債権 を有するとして、宅地建物取引業法(以下「法」 という。)64条の8第2項の認証の申出をし たところ、本件土地がいずれも法2条1号に いう「宅地」に当たらず、Yの弁済業務の対 象ではないとしてYから認証拒否をされた。

判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を 棄却した。

- (1) Xは整地等の作業を進め、将来的には居 宅にふさわしいログハウスを建築することを 予定していたと主張するが、7000m²を超え る広大な土地造成を行うに必要な知識や経験 を備えていたとはいえないし、Xも造成に少 なくとも2年もの期間を要するものと見込 み、キャンピングカーで生活を始めたのであ るから、売買契約締結当時、Xに本件土地を 建物の敷地に供する具体的な計画があったと 認めることができない。
- (2) Aの代表者CはXが整地している時に、 ログハウスを建てる予定である旨を聞いたこ とはあるが、Xが本件土地を購入するまでは Xからキャンピングカーを止めて生活する土

地を探していると聞いていた旨供述。そして XもCに対して、将来的にログハウスを建て たいという話を購入時に伝えていると思う等 供述するも、曖昧なところがある。

(3) Xは、①Aに本件土地を紹介した別の業者Dが、AからXが本件土地に小屋を建てて住みたいと言っていたと聞いた旨、②Aが本件土地の売買契約で宅建協会所定の不動産売買契約書を使用し、免許番号や宅地建物取引主任者を記載した、③Aが法による報酬規制を潜脱するために自らが売主となり、Bに土地を取得させるなど複雑な取引を行ったことからAが本件土地に係る売買契約に法の適用があるものと認識していたことが裏付けられると主張する。

しかし、Xに具体的な建築計画があったとみることができないし、Xから前記①程度の発言をCが聞いたからといって、そのことが直ちにXが本件土地に建物を建築することをCが具体的に認識していたことにはならない。

また、Aが不動産の販売に当たり、法の適用の有無によって契約書の様式を区別していたことの証拠はなく、使用した契約書の書式をもって、Xの本件土地の用途に関する代表者Cの認識が反映された結果とみることはできない。さらに、CはDから本件土地の紹介を受け、DがBの土地をとりまとめた経緯に照らせば、Aが本件土地の一部について自ら売主となっていることを捉えて、Aが殊更複雑な取引をし、法による報酬規制を潜脱する意図があったと認めることはできない。

(4) Xはあえて宅地としての性状を備えていない本件土地を購入したのであって、取引当事者において、本件土地を建物の敷地として利用することが共通認識になっていたと認めることはできず、そうした認識を持つべきであったとも認められないから、取引当事者の間で本件土地を建物の敷地に供する目的で売

買契約が行われたということは困難である。

- (5) その他、Xが本件土地について現況が山林であるにもかかわらず、その購入代金と造成に係る費用など600万円近くを支払ったのは、本件土地の立地がよく宅地として購入したからである旨主張するが、付近の山林の取引に比して高額な代金が支払われたと認める証拠はない。
- (6) 従って、本件土地が法2条1項にいう「宅地」であると認めることはできず、XとAとの間の本件土地に係る売買契約又はその媒介契約をもって、宅地建物取引業に関する取引ということはできないから、前記債権に関し、弁済業務保証金から弁済を受けることはできず、Yにこれを認証すべき義務があるということもできない。

3 まとめ

法2条1号の「宅地」は、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」で宅地すなわち建物の敷地に供せられる土地とは、現に建物の敷地に供せられている土地に限らず、広く建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地をいうものであり、その地目、現況の如何を問わないものとするとされている。

本判決は建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地と認めるためには、取引当事者双方が前記の目的を現に認識し、または認識すべきだったことを要し、そのためには売買契約締結時に対象の土地を建物の敷地に供することについての具体的な計画があった事実をも要するとした事例であり、宅地の判断について実務上の参考となろう。

なお、「宅地」の解釈については、昭41.10. 7東京高判、昭46.12.22東京高判、昭46.12.15 東京高判、昭46.11.2仙台高裁秋田支判の判 例も参照願いたい。

(調査研究部調査役)

最近の判例から (3)-水漏れの調査・説明義務-

電気温水器からの水漏れに起因する建物被害に関す る売主の説明義務違反及び媒介業者の調査・説明義 務違反が認められた事例

(東京地判 平24・11・7 ウエストロー・ジャパン) 室岡 彰

中古マンションの買主が、専有部分内の電 気温水器からの水漏れに関し、売主は説明義 務、媒介業者は調査・説明義務を怠ったとし て、債務不履行による損害賠償を求めた事案 において、その請求の一部が認容された事例 (東京地裁 平成24年11月7日判決 ウエスト ロー・ジャパン)

事案の概要

- (1) 平成22年6月5日、買主X(原告)は、 売主 Y 1 (被告) から、宅建業者 Y 2 (被告 会社)の媒介により、中古マンションを代金 3380万円で購入し、仲介手数料としても56万 3850円(税込)を支払った。
- (2) 売買契約前の同年5月29日、Y1はY2 と媒介契約を締結したが、その際の物件及び 設備状況に関するやり取りは次のとおりで あった。
- ① Y1は、Y2の担当者Aに対し、媒介契 約前の4月下旬に電気温水器が故障して水漏 れが発生し、電気温水器設置箇所内のリビン グダイニングルーム(以下「リビング」とい う。) 側の壁に水が滲みたが、現在は電気温 水器の使用をやめているので水漏れは止まっ ていること、電気温水器は修理が不可能であ り交換が必要であることなどの説明を行った。 ② Y1はAの説明を聞きながら、Aが持参 した物件状況等報告書(以下「報告書」とい

う。)、設備表に記載をした。記載にあたって、

- Y 1 は報告書の「1. 売買物件の状況」の「⑦ 漏水等の被害」欄の記入について、Aに質問 したところ、Aは「この欄は上層階からの水 漏れ等を記載するものであるから、上層階か らの水漏れがなければ「無」の欄に丸を付せ ばよい。」と答え、Y1は「無」の欄に丸を 付し、上記水漏れの事実を記載しなかった。
- ③ A は本物件の査定の際、建物内部を検分 したが、電気温水器設置箇所の中及び隣接す る押入れ並びにリビングを詳細に確認するこ となく、水漏れの跡には気付かなかった。
- (3) 同年6月21日、Xは本物件の引き渡しを 受け、同年6月26日、Xは入居した。
- (4) 同年 6 月28日、X はリビングのカーペッ トの下にカビが発生して黒ずんだ部分がある ことを発見し、Y2に連絡した。Y2はXと の話し合いを経た後、補修工事を発注し、同 年9月30日、同費用196万余円を負担した。 併せてXに対して補修工事中の仮住まい費用 21万余円を負担した。
- (5) Xは、Y1及びY2に対し、債務不履行 による損害賠償として1271万余円(代金3380 万円と漏水事故を前提とした価格2424万円と の差額956万円、仲介手数料差額15万余円、 慰謝料300万円)を求める訴訟を提起した。

判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示して、Xの請求 を一部認容した。

- (1) 浸水は、電気温水器設置箇所のみならず、壁を隔てた押入、廊下、リビング部分に及んでいたこと、同年7月3日、Y1に来店してもらい、Aが過去の浸水に関し詳細な質問をしたところ、Y1から「この水漏れは実は2、3か月前には存在しており、本件リビング側の壁にも水がしみ出していてタオルをあてがっていた。」と聞いたことに照らすと、Y1の陳述よりも相当前から継続して生じており、相当多量の水が流出し、本件リビングにも継続的に浸水することによって、カビを発生させる原因となったものと認められる。
- (2) 契約書10条の「本物件について、本契約 締結時における状況等を別紙「物件状況等報 告書」に記載し説明する」との記載は、売買 契約の目的物である建物の性能、価値、ひい ては価格に影響する重要な事項について買主 に正確な情報を提供する趣旨の規定として特 に定められたと解されることから、Y1はX に対し自らの認識していた事実を報告書に記 載し、正確に説明すべき義務を負うと解する のが相当である。また、Y1がAにした説明 は自らが把握していた漏水状況を的確に説明 したものとはいえない上に、売買契約に基づ く説明義務は、Y1がXに対し直接負担すべ き義務であり、報告書もY1がXに対し報告 する内容となっているのであるから、Aに対 し漏水の事実を伝えたことでY1のXに対す る説明義務が軽減されることはない。
- (3) Y 2 は、媒介契約上の善管注意義務の一態様として当該建物の価格決定に際し重要な影響を与える事項について必要な調査を行い、購入希望者に説明をすべき義務を負っていると解するのが相当である。Y 2 は、価格をXに提示するに際し、価格決定の根拠を説明できる程度に建物状況を調査すべき義務を負い、その調査結果をXに説明すべきであり、Y 2 の担当者 A は上記査定に当たり、Y 1 か

ら電気温水器からの水漏れがあり、リビング側の壁に滲みたとの報告を受けたのであるから、建物の状況を点検して、水漏れの程度を調査すべきであり、また、建物の押入側の壁を精査したり、リビングの電気温水器設置箇所側のカーペット下の状況を精査していれば、リビングへの浸水について発見することができたものと推認できる。また、Y2は不動産取引の専門家であり、Y1の説明が不十分であるかもしれないことを前提として自らの調査をすべきであり、Y1の説明義務をもって、Y2の調査、説明義務を否定ないし軽減する事情には当たらないというべきである。

(4) 損害賠償額の算定として、Y1、Y2の 債務不履行がなければ、漏水事故を前提とし た価格決定が行われたと推認されるから、同 価格と代金との差額(372万円)、仲介手数料 差額(5万余円)及び健康被害による精神的 苦痛に対する慰謝料(30万円)の合計額407 万余円を損害額として認定し、Y2が支払い 済の補修工事及び仮住まい費用合計(217万 余円)を控除して190万余円並びに平成22年 10月26日から支払い済みまでの年5分の割合 による金員、訴訟費用のうち3/20となる。

3 まとめ

本判決は、売主に対しては物件状況等報告 書に基づく説明義務を、媒介業者に対しては 媒介契約に基づく善管注意義務及び取引の専 門家としての調査・説明義務を、各々義務と して遂行すべきことを明示している。殊に、 媒介業者は、売主から漏水等の話を聞いた場 合、紛争を回避するため、内容を自ら調査し た上で、売主は報告書に、また、自らは重要 事項説明書に記載をすべきであることの重要 性を再認識させるものであり、実務上の参考 となる事例である。

(調査研究部調査役)

最近の判例から (4)-ローン特約と媒介責任-

住宅ローン特約による解除期限内の融資可否につき助言 を怠った媒介業者の債務不履行責任が認められた事例

新井 勇次 (東京地判 平24・11・7 ウエストロー・ジャパン)

住宅ローンの借入れが拒絶され、売買代金 を支払うことができず、売主から売買契約を 解除されて違約金等を支払った買主が、媒介 業者に対しては債務不履行に基づき、金融機 関に対しては不法行為に基づいて損害賠償を 請求した事案において、媒介業者に対する損 害賠償請求が認容された事例(東京地裁平 成24年11月7日判決 ウエストロー・ジャパン)

事案の概要

本件は、住宅ローン借入れにより土地建物 を購入しようとした買主 (原告) (X1及び X2、併せて「Xら」という)が、借入れを 拒絶され、代金を支払うことができなくなり、 売主A株式会社(以下「A」という)から売 買契約を解除され、違約金 (解決金) 等を支 払ったことにつき、媒介を行った宅地建物業 者 Y 1 株式会社 (被告) (以下 「 Y 1 」という) に対して、債務不履行に基づき、Xらから借 入れの事前審査申込みを受けていたY2銀行 (被告)(以下「Y2」という)に対して、不 法行為に基づき、損害賠償金(X1につき 271万円余、X2につき250万円) 等を求めた 事案である。

(1) 売買契約の締結

Xらは、平成20年9月7日、Aから土地及 び同土地上の建物(以下、両者を併せて「本 件物件」という)を以下の内容で買い受ける 旨の契約(以下「本件売買契約」という)を 締結した。

① 売買代金 4500万円

- ② 支払方法 契約時に手付金225万円、平 成20年11月21日に残金4275万円を支払う。
- ③ 特約 Xらは、本件売買契約締結後、住 宅ローンの借入れの申込みをし、その全部 又は一部につき同年10月2日までに借入れ を受けられないときは、同月13日までの間、 本件売買契約を解除することができる(以 下「本件住宅ローン特約」という)。

(2) Y1との媒介契約の締結

Xらは、平成20年9月7日、本件売買契約 に先立ち、Y1との間で、本件物件の購入に 関する媒介契約(以下「本件媒介契約」とい う)を締結し、Y1に対し、媒介報酬の半金 75万円を支払った。

(3) 本件売買契約の解除

Xらは、X1の団体信用生命保険への加入 が認められず、被告Y2から住宅ローンの借 入れをすることができなかったため、残代金 の支払の遅滞に陥り、平成21年6月9日、A から本件売買契約を解除された。

(4) AとXらとの間の訴訟及び解決金の支払 Aは、Xらに対し、本件売買契約に係る違 約金として各112万5000円の支払を求める訴 えを提起し、Xらは、Aに対し、既払の手付 金各112万5000円の返還を求める反訴を提起 した(横浜地裁平成21年(ワ)第3376号違約 金請求本訴事件、同年(ワ)第4155号手附金 返還請求反訴事件)。同裁判所は、平成23年 3月9日、Aの本訴請求を全て認容し、Xら の反訴請求を棄却した。

Xらは上記判決について控訴し、控訴審に

おいて、XらがAに対し連帯して解決金200 万円を支払う旨の訴訟上の和解が成立した。 (5) これを受け、Xらは、Y1及びY2に対 し、損害賠償を請求する訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示して、Xらの媒介業者Y1に対する請求を認容した。

(1) Y1の責任について

本件媒介契約に係る契約書には、Y1が行 う業務として、売買契約の相手方との間で契 約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて 努力することのほか、登記、決済手続等の目 的物件の引渡しに係る事務の補助を行う旨が 記載されており、宅地建物取引業者に対して 不動産の購入の媒介を依頼する顧客として も、住宅ローンを利用して不動産の購入代金 を支払う場合には、宅地建物取引業者として の専門的知識に基づき、住宅ローン利用のた めに必要な手続の補助を受けることを期待し ているのが通常である。そして、本件売買契 約には平成20年10月13日を買主からの解除権 行使の期限とする本件住宅ローン特約が付さ れていたのであるから、Y1は、住宅ローン の借入れができず、売買代金の決済が不可能 となった場合に備えて、本件住宅ローン特約 上の解除権を行使して、Xらにおける損害の 発生・拡大を防止する機会を確保するために、 可能な限り借入れの可否についての判断が上 記期限までに示されることを目指して、Y2 と交渉し、借入れに必要な手続をXらに促す などの助言を与える義務を負っていたという べきである。

認定事実に照らせば、Y1において、Xらが速やかに借入れの申込みを行うよう助言を与えることは容易であり、それを行っていれば、Y2から借入れができないことが上記期限までに判明し、Xらは本件住宅ローン特約

に基づく解除権を行使することが可能であったにもかかわらず、平成20年11月11日頃までの間、Xらは借入れの申込みをしておらず、これはY1がY2との折衝の状況や必要な手続を正確に説明せず、必要な助言等も行っていないことに起因するものと認めることができ、Y1は、Xらが本件住宅ローン特約により本件売買契約を解除する機会を失ったことにより生じた損害について賠償する責めを負うものというべきである。

(2) Y 2 の責任について

Y1はXらの窓口となって住宅ローンに関するY2との折衝に当たっていたところであるから、Y2としては、XらはY1から必要な助言を得ていたものと考えて当然であり、Xらに借入れの申込みを積極的に促すなどの義務を負うべき根拠は見当たらない。従って、XらのY2に対する請求には理由がない。

(3) 損害について

認定事実に照らせば、Y1に対して支払った仲介手数料75万円に加えて、本件住宅ローン特約による解除権を行使できず、Aから返還を受けることができなかった手付金225万円及びAに対して支払った解決金200万円についても、それぞれY1の債務不履行と因果関係のある損害と認めることができる。

3 まとめ

本件は、ローン特約に係る助言義務を怠ったものとして媒介業者の損害賠償責任が認定された事例である。特に、本件の場合は、売買当事者間の契約解除の問題として訴訟になり、高裁で和解が成立した後で、媒介業者への責任追及がなされ、媒介業者の債務不履行による損害賠償責任が認定された事案であり、媒介業者の助言義務について、実務上参考となる事例である。

(調査研究部主任調整役)

最近の判例から (5)-心理的瑕疵の説明義務-

取壊された建物での殺人事件について、媒介業者には 調査すべき特段の事情は認められないとした事例

(東京地判 平24・8・29 ウエストロー・ジャパン) 中村 行夫

土地の買主が、売主(宅建業者)及び仲介 業者に対し、かつて存在した共同住宅で発生 した殺人事件について、知っていたにもかか わらず告げなかったことが不法行為を構成す るとして損害賠償を求めた事案において、殺 人事件について知っていたと認めることはで きず、仲介業者に調査義務を負わせる特段の 事情は見当たらないとして、買主の請求が棄 却された事例(東京地裁 平24年8月29日判 決 ウエストロー・ジャパン)

事案の概要 1

- (1) 平成19年9月19日、X(原告·法人)は、 居住用の建物を建築する目的で、宅建業者Y 2 (被告・法人) と、大都市の住宅地に存す る土地の購入の媒介を依頼する旨の一般媒介 契約を締結した。
- (2) 同年9月27日、Xは、Y2の媒介により、 宅建業者 Y 1 (被告・法人) より、3筆の土 地(以下「土地1」、「土地2」、「土地3」と いい、3筆の土地を総称して「本件各土地」 という。)を代金1億3360万円で購入する売 買契約を締結し、同年10月18日までにその代 金全額を支払った。また、Xは、同日までに、 Y2に対して仲介手数料427万1400円を支 払った。
- (3) 平成20年5月18日、 Xは、 Y 2の媒介に より、A(訴外)との間で本件各土地の南側 に隣接する土地(以下「土地4」という。) を代金3230万円で購入した。
- (4) 同年8月5日、Xは、購入した土地上に

- 建物(以下「新築建物」という。)を建築した。 (5) 平成22年8月16日、本件各土地及び土地 4 並びに新築建物は、Xが第三者を債務者と して設定した根抵当権に基づき担保不動産競 売され、平成23年2月8日、落札価格が納付 されて、Xは所有権を失った。
- (6) なお、Xは、同年11月ころまでに、競売 手続きに関連して、任意売却を依頼した近隣 の宅建業者B (訴外) らを通じて、土地3の 上にかつて存在していた共同住宅(以下「旧 建物」という。) において殺人事件(以下「事 件」という。)があったことを知った。
- (7) Xは、Y1及びY2が、本件各土地の契 約の際に、事件があった事実を知っていたに もかかわらず、これを告げずに「周辺環境に 影響を及ぼすと思われる施設等 | は「ない | 等と記載した書面を作成して説明したことな どが不法行為を構成するとして、土地の購入 代金と適正価格との差額相当分や仲介手数料 相当額の合計額のうち6603万円余の損害賠償 を求めて提訴した。
- (8) Y1が本件各土地を売却するまでの経緯 等は次のとおりである。
- ① 土地1及び土地2はC(訴外)、土地3 はD(訴外)が所有し、それぞれに木造2階 建ての共同住宅が建っていた。
- ② 平成15年10月、旧建物の一室で事件があ り、事件については、同年10月16日、同月17 日の全国紙3紙の社会面に掲載された。
- ③ 平成17年11月、Y1の元の代表者は、ア パートを建てて賃料収入を得たいと考え、Y

1名義で、土地1及び土地2と共同住宅を購入し、平成18年2月、土地3と旧建物を購入 した。

- ④ 平成18年9月、Y1は、共同住宅及び旧建物を取り壊したが、アパート経営を断念し、本件各土地を転売することとした。
- ⑤ 前記③の購入に際し、Y 1 が仲介業者(訴外)から受領した重要事項説明書及び賃借人に関する資料には、事件に関する記述はない。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示し、Xの請求を棄却した。

- (1) Y1の不法行為責任について
- ① 居住用として土地を購入する場合、事件が起こった建物が建築されていた土地であることは、購入者に主観的な忌避感を生じさせる事項である。
- ② Y1が、本件各土地等を購入した際に受領した資料には事件に関する記載はなく、また、Y1が相場に照らして特に低い価格で購入したということはないので、購入の契約は事件を前提とした売買契約でなかったと推定される。
- ③ 新聞記事は、事件を大きく取り上げたものではなく、記事を読んだだけでその後長く記憶に残る事件であるとは言い難い。 Y 1 が地元の宅建業者であり、旧建物まで500mないし600mの範囲に本店があるとしても、そのことから、Y 1 が事件を知っていたということはできない。
- ④ したがって、Y1が、事件を知っていた ことを前提とするXの請求には理由がない。
- (2) Y2の不法行為責任について
- ① 新聞の報道内容は、記事を読んだだけで その後長く記憶に残るような記載内容でな く、新聞記事となったことから Y 2 が事件を 知っていたと推認することは出来ない。

- ② Xは、Y2に対して主観的環境にも十分配慮するよう依頼したと主張するが、具体的にどのような事項を調査し配慮するよう求めているかは判然としない。Y2が建物の閉鎖登記簿謄本等の調査以外の調査をした証拠はなく、何らかの調査の結果、Y2は事件を知っていただろうというXの主張は前提を欠く。
- ③ したがって、Y2が、事件を知っていた ことを前提とするXの請求には理由がない。
- ④ 一般に、仲介業者が、契約の1年前に建物が取り壊されて更地になっている場合には、特段の事情がない限り、取り壊された共同住宅において、過去数年間に何らかの事故が発生していたか否かについて調査すべきであるとはいえず、Y2がこのような調査義務を負うべき特段の事情があったことを窺わせる事情は見当たらないから、調査義務を前提とするXの主張も理由がない。

3 まとめ

本裁判の買主の主張は「知っていたが告げなかった」とするものなので、新聞記事の内容等を検討して、売主宅建業者・仲介業者が「知っていたとは言えない」としたが、不動産取引の場面では、「宅建業者は地元で発生した事件等は知っているはずだ」との追及を受けることは多く、商圏内で発生した事件等については常に注目しておくべきだろう。

なお、過去に存在した建物で起きた殺人事件については、目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景等に原因する心理的欠陥がある場合も含まれると解するのが相当であるとして「隠れた瑕疵」とされ事例(大阪高裁H18・12・19 / RETIO69-52参照)もあり、殺人事件のみならず、いわゆる「過去に事故のあった物件」については一層の注意が必要である。

(調査研究部調査役)